

日医発第 2206 号（健Ⅰ）

令和 7 年 3 月 27 日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿
健康スポーツ医学担当理事 殿

日本医師会
副会長 茂松 茂人
(公印省略)

MAMIS（認定医関連）による新規・更新申請手続きの一部変更等について

平素は日本医師会認定産業医制度および認定健康スポーツ医制度の運営につきまして、多大なるご尽力を賜り、有り難うございます。

4 月 7 日から MAMIS による認定医申請手続きが可能となるとご案内しておりましたが、システム開発に想定以上の時間を要しており、MAMIS による 5 月の認定医承認に係る申請が間に合わないことが判明いたしました。検討の結果、5 月の認定医承認に係る申請を希望する方については、紙による申請を受け付けることといたしました。

都道府県医師会、郡市区医師会の皆さまにおかれましては、お手数をおかけいたしますが、ご理解、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 5 月の認定医承認に係る申請の取り扱い

MAMIS による認定医申請機能が稼働するのは 5 月下旬から 6 月初旬の予定です。そのため、5 月の認定医承認に係る申請を希望する方については、下記の要領にて、3 枚複写の申請書または「登録情報」（別紙参照）¹を使用した対応をお願いします（別紙の「5 月の認定医承認に係る医師会業務の手順」もご参照ください）。

(1)5 月の認定医承認に係る日医への申請締切の変更

(旧) 令和 7 年 5 月 1 日（木）→ (新) 令和 7 年 5 月 13 日（火）（必着）

(注意事項) 研修会の日医への申請締め切りは 5 月 1 日（木）です（変更はありません）。

(2)申請の手順

①3 枚複写の新規・更新申請書を使う場合（申請医師にとっては従来の方法と同様）

¹ 「(参考) 日本医師会認定産業医 登録情報」「(参考) 日本医師会認定健康スポーツ医 登録情報」のこと。これは 3 枚複写ではなく 1 枚紙です。

- ・新規・更新を希望する方から、新規・更新申請書の3枚複写²のうちの2枚（日本医師会用と都道府県医師会控え）を都道府県医師会（または郡市区医師会）に提出いただく。
- ・都道府県医師会から、新規・更新申請書の（日本医師会用）を日医に郵送する（5月13日（火）日医必着）。
- ・5月27日の日医の理事会で承認。
- ・MAMISの申請機能が稼働した段階で、都道府県医師会（または郡市区医師会）が、新規・更新申請書の控えを用い、MAMIS上で代理申請³する。
- ・MAMIS上で郡市区医師会、都道府県医師会が承認操作を行う。
- ・MAMIS上で日医が承認操作を行い、5月承認に係る認定医データが登録される。

②「登録情報」を使って更新申請を行う場合（申請医師にとっては「登録情報」のコピーという手間が発生）

- ・4月初旬に、日医から都道府県医師会へ、7月に有効期限が到来する認定医の更新関係の書類をお送りする⁴。そのなかに各認定医の「登録情報」を同封する（こちらは複写ではなく1枚紙）。
- ・都道府県医師会（または郡市区医師会）は「登録情報」を認定医に郵送。認定医は「登録情報」に修正箇所があれば記入する。認定医は内容修正の有無に拘わらず、写しを保存のうえ「登録情報」原本を都道府県医師会（または郡市区医師会）に提出する。
- ・都道府県医師会（または郡市区医師会）は写しを保存のうえ、日医に「登録情報」原本を郵送（5月13日（火）日医必着）。
- ・5月27日の日医の理事会で承認
- ・MAMISの申請機能が稼働した段階で、都道府県医師会（または郡市区医師会）が、「登録情報」の写しを用いMAMIS上で代理申請する。
- ・MAMIS上で郡市区医師会、都道府県医師会が承認操作を行う。
- ・MAMIS上で日医が承認操作を行い、5月承認に係る認定医データが登録される。

2. 申請期限の猶予について

MAMIS申請となったことの影響を鑑み、当面の間、申請に係る猶予期間を6か月から12か月に延長いたします（理由書は不要）。

（注1）有効期間内に単位を取得したものの1年を超えて更新手続きが行われていない場合、あるいは有効期間内に単位を取得していない場合は理由書が必要です。

（注2）認定産業医のコロナ特例の終了時期については変更ありません。

² 更新申請書の再発行の要望があれば、日本医師会にて受け付けます。

³ 代理申請の方法はシステム稼働前に別途ご案内します。

⁴ 1月30日に開催した都道府県医師会会員情報担当理事連絡協議会のなかで、3月中旬に提供予定と説明していたものです。

コロナ特例：令和 2 年 2 月以降に有効期限を迎え、有効期間内の単位取得が叶わなかった認定産業医に対する措置（措置の期限は 2028（令和 10）年 3 月末まで）

<https://www.sangyo-doctors.gr.jp/Notice/Details/9022>

3. 7 月の認定医承認に係る申請の取り扱い

別途ご案内いたします。

4. 認定医に対する MAMIS マイページ登録勧奨について

これまでの日医での取組は下記のとおりです。今後も継続的に MAMIS マイページ登録勧奨をお願いいたします。

【認定医向けの取組】

- ・ 2 月 14 日に、全国医師会産業医部会連絡協議会ホームページのお知らせ欄に MAMIS マイページ登録について掲載し、登録者に一斉メール送信をしております。

<https://www.sangyo-doctors.gr.jp/Notice/Details/9025>

- ・ 3 月 11 日に、どの医師会にも属していない認定医のうち、マイページ登録が未完了の先生方に、登録完了を勧奨する一斉メールを送信しております。
- ・ 3 月 21 日に、認定健康スポーツ医のホームページに MAMIS 登録のご案内を掲載しております。

<https://nintei.med.or.jp/sportsdoctor/information/>

【医師会員への取組】

3 月 12 日に、医師会会員で MAMIS 登録未完了の先生方に対し、ログイン ID・パスワードの再度のご案内とともに、MAMIS に登録を勧奨するハガキをお送りしております。

参考資料

MAMIS に関する QA（認定医関連）

質問について

本件に関するご質問につきましては、以下の質問フォームよりお願いいたします。

【質問フォーム】 <https://forms.gle/EeGAXsq8EDNEGxzK6>



以上

(参考) 日本医師会認定産業医 登録情報

認定産業医の更新申請管理に適宜ご活用ください。

(以下の情報は旧会員情報システムから出力したものです。既にMAMISの登録が完了している場合、古い情報が掲載されている場合がありますので不要であれば破棄して下さい)

認定証番号：		有効期限：	
1. 申請者氏名：			
2. 性別：			
3. 生年月日：			
4. 医籍登録番号：			
5. 医籍登録日：			
6. 開業・勤務の別：			
7. 所属施設名：			
8. 施設所在地：			
9. 自宅現住所：			

10. E-Mailアドレス：

11. 診療科目：

I	01	内科	02	呼吸器内科	03	循環器内科	04	消化器内科 (胃腸内科)	05	腎臓内科	06	脳神経内科
	07	糖尿病内科 (代謝内科)	08	血液内科	09	皮膚科	10	アレルギー科	11	リウマチ科	12	感染症内科
	13	小児科	14	精神科	15	心療内科						
	20	外科	21	呼吸器外科	22	循環器外科 (心臓・血管外科)	23	乳腺外科	24	気管食道外科	25	消化器外科 (胃腸外科)
II	26	泌尿器科	27	肛門外科	28	脳神経外科	29	整形外科	30	形成外科	31	美容外科
	32	眼科	33	耳鼻いんこう科	34	小児外科	35	産婦人科	36	産科	37	婦人科
III	50	リハビリテーション科	51	放射線科	52	麻酔科	53	病理診断科	54	臨床検査科	55	救急科
IV	60	臨床研修医	61	全科	80	その他()	99	無				

12. 産業医活動：

13. 嘱託事業場数(専属含む)：

ここに記載されていない項目についても、MAMIS画面に従って入力が必要です。

2025年4月より認定医の各種手続きには
MAMISの登録完了が必要です。2025年4月以降の更新申請手続き並びに研修会単位管理はペーパーレス化され、医師会会員情報システム（MAMIS）への登録が必要です。
登録から認定医情報の紐づけまで時間がかかることがあるため、登録がまだの場合は登録完了が必要です。MAMISに関するお問合せ：
医師会会員情報システム運営事務局 0120-110-030MAMIS登録は
こちらから

(参考) 日本医師会認定健康スポーツ医 登録情報

認定健康スポーツ医の更新申請管理に適宜ご活用ください。

(以下の情報は旧会員情報システムから出力したものです。既にMAMISの登録が完了している場合、古い情報が掲載されている場合がありますので不要であれば破棄して下さい)

認定証番号：	有効期限：
-----------------------------	----------------------------

1. 申請者氏名：

2. 性別：

3. 生年月日：

4. 医籍登録番号：

5. 医籍登録日：

6. 開業・勤務の別：

7. 所属施設名：

8. 施設所在地： 	TEL 	FAX
---	--	--

9. 自宅現住所： 	TEL 	FAX
---	--	--

10. E-Mailアドレス： 	別紙
---	----

11. 診療科目：

	I	01	内科	02	呼吸器内科	03	循環器内科	04	消化器内科 (胃腸内科)	05	腎臓内科	06	脳神経内科
		07	糖尿病内科 (代謝内科)	08	血液内科	09	皮膚科	10	アレルギー科	11	リウマチ科	12	感染症内科
		13	小児科	14	精神科	15	心療内科						
	II	20	外科	21	呼吸器外科	22	循環器外科 (心臓・血管外科)	23	乳腺外科	24	気管食道外科	25	消化器外科 (胃腸外科)
		26	泌尿器科	27	肛門外科	28	脳神経外科	29	整形外科	30	形成外科	31	美容外科
		32	眼科	33	耳鼻いんこう科	34	小児外科	35	産婦人科	36	産科	37	婦人科
	III	50	リハビリテーション科	51	放射線科	52	麻酔科	53	病理診断科	54	臨床検査科	55	救急科
	IV	60	臨床研修医	61	全科	80	その他()	99	無				

ここに記載されていない項目についても、MAMIS画面に従って入力が必要です。

2025年4月より認定医の各種手続きには
MAMISの登録完了が必要です。

2025年4月以降の更新申請手続き並びに研修会単位管理はペーパーレス化され、医師会会員情報システム（MAMIS）への登録が必要です。
登録から認定医情報の紐づけまで時間がかかることがあるため、登録がまだの場合は登録完了が必要です。

MAMISに関するお問合せ：
医師会会員情報システム運営事務局 0120-110-030MAMIS登録は
こちらから

5月の認定医承認に係る医師会業務の手順

	紙を用いた対応（概ね従来の方法と同様。2通りあります）		MAMIS上での対応 （都道府県医師会または郡市区医師会による代理申請）
	①3枚複写の新規・更新申請書を使う場合 （現時点で3枚複写を持っている方が対象） 【申請医師にとっては従来と同様の方法】	②「登録情報」を使って更新申請を行う場合 （7月有効期限の認定医の方が対象） 【申請医師にとっては「登録情報」の写し保存の手間が発生】	
4月～5月上旬	・新規・更新を希望する方から、新規・更新申請書の3枚複写のうちの2枚（日本医師会用と都道府県医師会控え）を都道府県医師会（または郡市区医師会）に提出いただく。 ※更新申請書の再発行の要望があれば日本医師会にて受け付けます。	・4月初旬に、日医から都道府県医師会に、7月に有効期限が到来する認定医の更新関係の書類が到着（各認定医の「登録情報」同封。「登録情報」は複写ではなく1枚紙）。	
		・都道府県医師会（または郡市区医師会）は「登録情報」を認定医に郵送。 ・認定医から都道府県医師会（または郡市区医師会）に「登録情報」原本が提出される。 （内容修正の有無に拘わらず提出。認定医は写しを保存）	
～5月13日	都道府県医師会から、新規・更新申請書の（日本医師会用）を日医に郵送（5/13必着）	都道府県医師会は写しを保存のうえ「登録情報」原本を日医に郵送（5/13必着）	
5月下旬～6月初旬	MAMISの申請機能が稼働		
			・MAMISの申請機能が稼働した段階で、都道府県医師会（または郡市区医師会）が、新規・更新申請書の控えまたは「登録情報」写しを用いMAMIS上で代理申請。 ↓
5月27日	日本医師会の理事会にて申請承認		・MAMIS上で郡市区医師会、都道府県医師会が承認操作 ↓
6月上旬頃（予定）			都道府県医師会から日医への申請が全て出揃った時点で、MAMIS上で日医が承認操作
	5月承認に係る認定医データの登録完了		

MAMIS に関する Q&A（認定医制度関連）

【認定医の申請手続き】

- Q1 これまでは認定医の更新時期に更新申請書が都道府県医師会に送付されていたが、今後はどうなるか。
- A 認定医の更新時期には、更新申請書ではなく更新案内を窓口となる都道府県医師会に對してお送りいたします。なお、会員分および非会員分を送付するのはこれまでのとおりです。
- Q2 都道府県医師会や郡市区医師会が手帳管理の単位（または認定健康スポーツ医制度再研修会修了証）を確認した際、単位の入力作業は発生するのか。
- A 手帳の単位（または認定健康スポーツ医制度再研修会修了証）を MAMIS に入力する必要はありません。ただし、2025 年 4 月 1 日以降開催の、MAMIS で管理されている単位と併せて更新要件を満たしているかの確認は必要です。MAMIS より Excel ファイルをダウンロードし、必要に応じて手帳管理の単位数の管理等にご利用ください。
- Q3 医師会員の申請が郡市区医師会を経由している場合、郡市区医師会が承認等の作業を行い、そのうえで都道府県医師会が承認するというフローと考えてよいか。
- A ご認識の通りです。MAMIS では、医師会員の場合、申請は必ず郡市区医師会を経由します。郡市区医師会を経由せず都道府県医師会で直接申請業務を行っている場合、形式的に郡市区医師会が承認操作を行い、都道府県医師会に申請をする必要があります。
- Q4 MAMIS 移行が原因で、新規申請の最終受講日から 5 年が過ぎてしまった場合、新規申請はできないのか。また、MAMIS 移行が原因で有効期限が切れた場合、申請遅延の理由書の提出は必要か。
- A 認定産業医の基礎研修の研修会受講日の最終日から 5 年以内に申請いただくことにしておりますが、若干の遅延などについては個別にご相談ください。
また、更新申請については有効期限から 6 か月の事務手続き猶予期間がありますが、当面猶予期間を 12 か月に延長いたします。猶予期間内に申請する際、有効期間内に単位を取得していれば理由書の提出は不要です。
- Q5 MAMIS による申請手続きの際、申請者から都道府県医師会等へ郵送が必要な書類はあるか。
- A 申請手続きの際、郵送が必要な書類は以下の通りです。なお、申請者の状況や都道府

県医師会の運用により不要となる可能性があります。

- ・産業医学研修手帳（申請にシール形式の単位を使用する場合のみ）
- ・審査・登録料（都道府県医師会により対応は異なります）

Q6 MAMIS から申請手続きが行われた場合、各都道府県医師会等に通知があるのか。

A 都道府県医師会への個別の通知はありません。MAMIS の事務局画面にて、申請者の情報が表示されることをもってご確認ください。

Q7 認定医の申請が MAMIS で行われるようになった際の審査・登録料の取扱いはどうなるか。

A 現時点では、これまで通り都道府県医師会にて徴収いただき、都道府県医師会から日本医師会へ、申請と併せて審査・登録料をお振込みいただきます。申請者からの徴収方法は問いませんので、各都道府県医師会のやり方にて徴収とその確認をお願いいたします。

なお、MAMIS で審査・登録料の収納代行機能の実装を検討しておりますが、現時点での実装時期や方法は未定です。

Q8 MAMIS で更新・新規申請手続きが出来ない認定医がいる場合、都道府県医師会や郡市区医師会で代理申請できるか。

A 代理申請は可能です。

Q9 MAMIS で認定健康スポーツ医を更新する際、「実践活動報告」はどのように行うか。

A MAMIS の申請画面上に実践活動を入力する欄があります。また、実践活動に係る資料（写真または PDF ファイル）をアップロードすることも可能です。

Q10 認定健康スポーツ医の「新規申請の要件」別の申請方法を知りたい。

- A
- ①日医健康スポーツ医学講習会の修了（2025 年 3 月 31 日まで）による申請
→手元の修了証の写真または PDF ファイルをアップロードし申請します。
 - ②日医健康スポーツ医学講習会の修了（2025 年 4 月 1 日以降）による申請
→MAMIS 上に受講記録があることを確認したうえで申請を行います（修了証は発行されません）。
 - ③日本整形外科学会認定スポーツ医、日本整形外科学会スポーツ医学研修会総論修了者、日本スポーツ協会公認スポーツドクター、日本スポーツ協会公認スポーツドクター養成講習会基礎科目修了者による申請
→証拠となる書類等の写真または PDF ファイルをアップロードし申請します。

Q11 海外に留学する場合など期間外の申請をする場合、どのような対応になるか。

A 留学などの期間外申請については、今後も理由書や都道府県医師会から依頼状の提出が必要です。これらは MAMIS で受付できませんので、これまで通り別途日本医師会へご提出ください。

Q12 これまで医師会非会員が新規申請を行う際は医師免許証の写しが必要だったが、MAMIS による申請の場合はどうなるか。

A 医師会に全く所属していない方は、医師であることの確認のため、医師免許証の写しの提出が必要です。申請画面にて、写真または PDF ファイルをアップロードしていただきます。

【研修会の受講・単位登録】

Q13 MAMIS における研修会や受講者の管理方法について情報が欲しい。

A 研修会や受講者の管理方法に関しては以下の QA のとおりです。その他の詳細は後日ご案内いたします。

Q14 マイページ登録未完了（医師会員などマイページがあるもののログイン操作をせず、登録が完了していない状態）の場合、単位付与はできないのか。

A マイページ登録未完了でも単位の付与は可能ですが、単位取得状況が閲覧できない、各種手続きが行えない等の不都合が生じます。登録完了していただくようご案内ください。

Q15 受講実績登録（単位登録）の際、生涯教育制度における全国医師会研修管理システムのように、受講者情報を検索のうえ登録できるか。

A 医師会事務局であれば、受講者の医籍登録番号等から MAMIS 上の医師を検索し、ひとりひとり登録することは可能です。多数の受講者がいる場合は CSV ファイル等でリスト化したものをアップロードする方法を用意しています。登録方法は各医師会にてご検討ください。なお、医師会以外の団体が受講者情報を登録する場合は、CSV ファイルでのみ登録が可能です（詳細は別途ご案内します）。

Q16 1 か月以内に単位を登録するように案内されているが、1 か月を超えると登録できないという意味か。もしくは登録の目安としての期間か。

A 1 か月はあくまで目安です。受講者が閲覧できるよう早めに登録いただくことが望ましいですが、数百人単位の研修会や複数日にまたがるものはすぐには対応が難しいと考えられます。1 か月を過ぎる場合は、予め受講者への説明を徹底するなど、受講者が不安を感じない対応を行ってください。

- Q17 産業医の基礎研修会の中には、都道府県医師会を主催とするものの郡市区医師会が運営を担う研修会がある。この場合、受講実績登録作業を行うのは主催者である都道府県医師会となるのか。
- A 受講実績登録用の CSV ファイルは郡市区医師会でも作成可能ですが、その後の MAMIS への登録作業は都道府県医師会が行うことになります。
- Q18 研修会主催者が受講者の医籍登録番号を確認する際はどのようにすればよいか。医師免許証の写しの提出が必要か。
- A 事前に正しい情報を報告いただくよう案内を行ったうえで、受講者自身から申し出のあった医籍登録番号を正しいものとして扱ってください。受講実績登録時に情報が間違っていることが発覚した場合は、個別に受講者に確認を取ってください。なお、医籍登録番号の桁数がおかしい等、明らかに間違っていると思われる場合は事前に受講者にご確認ください。
- 医師会員であれば、医師会事務局が MAMIS で検索することにより情報の確認が可能です。
- Q19 都道府県医師会が主催する研修会において、他県から参加する受講者がいる場合、当該受講者の受講実績登録を主催者である都道府県医師会が行うことは可能か。
- A 他県から参加した受講者の場合でも、CSV ファイルをアップロードすることにより主催者が受講実績登録をすることは可能です。
- Q20 郡市区医師会主催の研修会の申請は都道府県医師会を経由するのか。
- A 郡市区医師会からの研修会申請はまず都道府県医師会に上がり、都道府県医師会が承認することで日本医師会に上がります。
- Q21 外部団体が開催する研修会の受講実績登録作業を都道府県医師会が行うことは可能か。
- A 可能です。
- Q22 受講実績登録用の CSV ファイルをアップロードする際、エラー箇所や登録できなかった受講者等は表示されるか。
- A CSV ファイルと MAMIS 内の情報に齟齬があった場合はエラーとして表示されます（詳細は別途ご案内します）。
- Q23 講師へ単位付与する場合も、受講者情報と同じ情報項目が必要か。
- A 受講者情報と同じ情報項目が必要です。

- Q24 認定医に係る単位に加え日本医師会生涯教育制度の単位も取得できる研修会について、それぞれ別に CSV ファイルを作成し、単位を登録する必要があるか。
- A 2025 年 4 月に既に承認されている研修会および 5 月・7 月承認予定の認定医研修会については、従来通り別々の対応となります。
- 9 月以降承認予定の認定医研修会は、認定医制度や生涯教育制度といった単位の種類にかかわらず研修会の申請と実績登録は一括で可能となります。これは、ひとつの研修会で認定産業医と認定健康スポーツ医の単位を付与する場合も同様です。

【MAMIS マイページ登録関連】

- Q25 医師会を退会された産業医の先生は、医師会所属時に発行された ID とパスワードでそのまま MAMIS のマイページを使用できるか。
- A 発行時の ID とパスワードの使用は可能です。
- Q26 研修会受講者の情報として「メールアドレス」が必須であるが、MAMIS に登録されているアドレスでないといけないのか。
- A MAMIS に登録されているアドレスでなくても構いません。
- Q27 マイページの初回ログインを医師会事務局が代理で行う際、ダミーのメールアドレスを登録した。ダミーのままでよいか。
- A 最終的には、先生が使用する固有のメールアドレスに修正してください。

以上